

平成 29 年度

動物実験に関する自己点検・評価報告書

武庫川女子大学

平成 30 年 3 月

平成 29 年度動物実験に関する自己点検・評価報告書は、文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(以下、基本指針という)(文部科学省告示第 71 号 平成 18 年 6 月 1 日)」及び「武庫川女子大学動物実験規程(法人規程第 50 号 平成 17 年 7 月 21 日)」に基づき、本学の動物実験に関し、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間における基本指針への適合性について、点検及び評価を実施し、まとめたものである。

平成 30 年 3 月 31 日
武庫川女子大学動物実験委員会委員長
蓬田健太郎

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
□ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
□ 機関内規程が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

武庫川女子大学動物実験規程

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

- ・ 基本指針に基づき、兵庫県条例「動物の愛護及び管理に関する条例」を踏まえ、機関内規程として武庫川女子大学動物実験規程を定めている。

4) 改善の方針

該当せず。

2. 動物実験委員会

1) 評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
□ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
□ 動物実験委員会は置かれていない。

2) 自己点検の対象とした資料

武庫川女子大学動物実験規程、動物実験委員会委員名簿

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

- ・ 本学動物実験規程に基づき動物実験委員会を設置している。
- ・ 動物実験委員会の委員には、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、その他学識経験を有する者が含まれている。

4) 改善の方針

該当せず。

3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。

<input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められていない。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>武庫川女子大学動物実験規程、動物実験計画書(動物実験規程様式-1)、動物実験結果報告書(動物実験規程様式-2)、動物実験施設設置申請書(動物実験規程様式-3)、動物実験室設置申請書(動物実験規程様式-4)、施設・実験室廃止届(動物実験規程様式-5)</p>
<p>3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本学動物実験規程に実験計画を立案し、所定の様式で申請・審査・承認・報告するように定めている。 ・ 動物実験計画書は、記述式を多く採用し、3Rに留意し、実験内容を詳細に立案、記載する様式になっている。 ・ 本学動物実験規程に基づき、動物実験委員会が動物実験室の立ち入り調査を行い、本学規程に適合することの審査を経て、学長より許可された施設でのみ実験できる体制としている。
<p>4) 改善の方針</p> <p>該当せず。</p>

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

<p>1) 評価結果</p> <p><input type="checkbox"/> 該当する動物実験の実施体制が定められている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 該当する動物実験の実施体制が定められていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>武庫川女子大学組換え DNA 実験安全管理規程</p>
<p>3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え動物実験については、武庫川女子大学組換え DNA 実験安全管理規程が定められており、適正に運営されているが、動物実験に関する細則や利用規程が定められていない。 ・ 感染動物実験については、本学に対応できる施設がないため、実験を禁止している。 ・ 動物実験に使用する毒薬・劇薬に関しては、関連する法規に基づく管理を行つ

ているが、動物実験に特化した取扱いの規程やマニュアルはない。
4) 改善の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え動物等の管理については、組換え DNA 実験安全管理規程と動物実験規程に基づいて適正に管理されているが、さらに特化した利用細則や利用内規を作成することにより、より適正な管理体制を図ることが望まれる。 ・ 動物に対する有害化学物質の投与等に関しては、関連法規に基づき適正に管理されているが、さらに特化した利用細則や利用内規を作成することにより、より適正な管理体制を図ることが望まれる。

5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果
<input type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
武庫川女子大学動物実験規程、飼養保管施設設置許可資料、組織図
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学にある 2 か所の飼養保管施設については、動物実験委員会による立ち入り調査を受け、基本指針、実験動物飼養保管基準及び県条例に定める事項に適合するよう整備し、許可されている。また、これらの施設は県条例に基づく立ち入り調査を受け、一括して実験動物の飼養又は保管の届出が受理されている。 ・ 飼養保管施設それぞれには、動物実験の経験を有する動物実験実施者を飼養保管の責任者として配置しているが、十分な教育訓練をうけた実験動物学の専門家ではない。本学における動物実験は、学生実習ならびに研究活動に不可欠であり、その実施規模も比較的大きくなっています。飼養保管施設の適正な運営を確保するためには、実験動物の専門家であり、常時、施設の管理運営にあたることのできる、実験動物管理者の配置がそれぞれの施設に必要である。
4) 改善の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物実験規程を変更し、飼養保管責任者と実験動物管理者に関する項目を設け、実験動物管理者を配置するとともに、実験動物の飼養保管に係る責任の所在を明らかにする。

6. その他

(動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果)

なし。

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

武庫川女子大学動物実験規程、動物実験計画の審査資料、動物実験計画継続の届出書および結果報告書、飼養保管状況の報告書、教育訓練資料、飼養保管施設設置許可資料

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

- ・ 適正な審査のために、動物実験委員会委員の教育訓練を進めており、適正な審査が行われているが審査に時間がかかりすぎているため、効率化が必要である。

4) 改善の方針

- ・ 審査体制の効率化と動物実験委員の研修体制の確立を進める。

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

動物実験計画書、動物実験委員会議事録及び審査結果の通知(事例)、学生実習の動物実験計画書、動物実験計画継続の届出書および結果報告書

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

- ・ 平成 29 年度は 70 件の動物実験計画が立案され、動物実験委員会で本学規程等への適合性について審査された。このままでは規程等に適合しないと判断された実験計画については、動物実験責任者が、委員会の助言により実験計画を修正した。
- ・ 一般研究だけでなく、学生の実習等に関しても事前に実験計画を立案し、委員会で審査され、学長の承認を得て実施している。

<ul style="list-style-type: none">年度末の継続手続き時に、継続しない全ての動物実験計画について、実験結果が報告されている。動物実験計画書の審査に時間がかかりすぎるため、今後メール等を利用した迅速な審査体制の確立が望まれる。針刺し事故防止対策や検疫の体制など、動物実験委員会として、いまだ管理の不十分な点がある。現在、施設ごとの簡便な利用の手引きに従った利用となっているが、具体的でわかりやすい利用マニュアルの作成と周知徹底が望まれる。
<p>4) 改善の方針</p> <ul style="list-style-type: none">メール等による、迅速に動物実験計画書を審査できる体制を整備する。動物実験計画書作成上のガイドラインを作成し、申請者に適正な計画の立案を促す必要がある。針刺し事故防止対策などを含む、具体的でわかりやすい利用マニュアル等を作成し、適正な施設の利用と安全管理の徹底を図る。

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

<p>1) 評価結果</p> <p><input type="checkbox"/>該当する動物実験が適正に実施されている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/>多くの改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/>該当する動物実験は、行われていない。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>武庫川女子大学動物実験規程</p>
<p>3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば明記する)</p> <ul style="list-style-type: none">遺伝子組換え動物実験については、遺伝子組換え実験安全規程に基づき実施されているが、安全確認のための記録のための統一的な書式が確立していない。
<p>4) 改善の方針</p> <ul style="list-style-type: none">安全確認のための統一的な記録書式を確立し、管理状況の記録とその補完体制を確立する。

4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か? 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果
<input type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> ■概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> □多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
武庫川女子大学動物実験規程、実験動物搬入届、実験動物搬入・搬出管理票、自己点検報告書(飼養保管施設管理状況)
3) 評価結果の判断理由
<ul style="list-style-type: none"> 施設ごとにそれぞれの利用規程があるが、飼養保管に関する統一化された利用規程、標準作業手順書（SOP）が整備されていない。 基本指針や飼養保管基準に従い、適正に維持管理ができているかどうかチェックするためのチェック項目、及びその記録用紙を作成する必要がある。
4) 改善の方針
<ul style="list-style-type: none"> 飼養保管に関する統一した利用規程・標準作業手順書を作成し、周知徹底する。

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか？修理等の必要な施設や設備に改善計画は立てられているか？)

1) 評価結果
<input type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 <input checked="" type="checkbox"/> ■概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> □多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
武庫川女子大学動物実験規程、自己点検報告書(飼養保管施設管理状況)、自己点検報告書(実験室管理状況)
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば明記する。)
<ul style="list-style-type: none"> 各施設で1年ごとに空調等の保守点検を行っている。不具合については、その都度補修を行っている。しかし、その経費は、施設設置建屋を管理する学科経費として処理されているため、不具合等に対する対応に時間がかかりすぎている。今後、中央化することが望ましい。 動物実験施設が適切に使用され、安全が確保されているか、定期的に点検する必要がある。
4) 改善の方針
<ul style="list-style-type: none"> 予算措置を中心化し、一元管理する。動物実験施設の使用状況について、定期的

に点検する。

6. 教育訓練の実施状況

(執権動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

武庫川女子大学動物実験規程、教育訓練記録、教育訓練参加者名簿

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば明記する。)

- ・ 毎年定期的に動物実験実施者に対し、教育訓練を実施している。
- ・ 必要に応じ、上記の定期講習会以外に、DVDによる講習が行われている。
- ・ 承認済みの動物実験計画の実施者及び各飼養保管施設の飼養者は、全員が教育訓練を受講している。
- ・ 動物実験委員は、関係省庁等主催の説明会等や研修会に参加し、関連情報の収集や研修内容の更新にあたっている。

4) 改善の方針

該当せず。

7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

武庫川女子大学動物実験委員会ホームページ

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば明記する。)

- ・ 動物実験に関する情報公開を進めているが、公表までにかなりのタイムラグがあり、迅速で、わかりやすい情報の開示が望まれる。
- ・ 本学動物実験規程をはじめとして、文科省が示す開示すべき項目について、本学ホームページで公開している。

4) 改善の方針

- ・ HP の更新頻度を早め、情報公開内容の充実を図れる体制を確立する。

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

- ・ 実験動物の飼養保管については、兵庫県条例に基づき届出をしており、立ち入り調査も受け問題ないと評価されている。また、飼養保管責任者が県主催の教育訓練を受講している。
- ・ 学生実習で特定外来生物であるウシカエルを環境省に届出して使用している。両性類であるが、本学では動物実験の対象として管理している。